

○後志広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

〔平成28年3月3日〕
条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、後志広域連合における指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定めのない限り、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、省令の定めるところによる。

2 前項の規定により、省令の定める基準を適用する場合において、省令第28条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(申請者の資格)

第4条 法第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(後志広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の廃止)

2 後志広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年後志広域連合条例第2号）は、廃止する。